

## 【事案 22-59】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

販売資格のない義理の姉（募集人）から商品説明もほとんどないまま強要されて変額個人年金保険に加入させられたとして、契約を無効とし既払込保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 1 月と 7 月、当時、兄の嫁だった募集人から変額個人年金保険を強要され仕方なく加入させられたが、ノルマを優先した、以下のような不適切な募集行為があったので、契約を無効として、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1) 募集者に変額保険販売資格がなく、販売資格者の同行がない状態で契約が行われた。
- (2) 保険の説明がなされなかった。
- (3) 募集人の私財で保険の「損失補填をします」と説明を受けた。

### <保険会社の主張>

本件は、契約者一族の家族問題を発端としたものであり、下記のとおり、募集人に不適切な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集者は変額保険販売者登録を平成 18 年 8 月に行っているため、契約を締結するうえで必要な資格がなかった事実は認められない。
- (2) 募集者に対して事実確認を行った結果、募集者から「商品説明、約款交付も行っており、無説明で契約を行う必要もなく、どうしてそのように言われるのか分からない」等の報告を受けている。損失補填の有無についても、事実は認められなかった。

### <裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は判然としないが、裁定審査会では、法律的には、錯誤による無効（民法 95 条）もしくは強迫による取消し（民法 96 条 1 項）、消費者契約法 4 条に基づき取消しの主張と解し、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき双方の主張および本件の取扱いについて審理した。

審理の結果、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであると判断し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項（4）により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件では、募集人に対する事情聴取と、変額保険の主募集者に対する事情聴取は不可欠と考えられる。また、別事案(22-56)の申立人が主張する「証言者」（募集人の元同僚と）の人物からの事情聴取も必要となることも予想される。
- (2) 本件のように、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては（上記に要約した以外にも事実関係の対立が見られる）、慎重な事実認定が要請され、それは、宣誓のうえ、当事者については過料の制裁（民訴法 209 条）、証人（募集人と「証言者」はこれに当たります）については刑事罰（刑法 169 条の偽証罪）の制裁を背景とした裁判所の

手続き（訴訟）においてこそ実現が可能である。

- (3)また、これだけ多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、事情聴取の際に、相手方当事者の反対尋問権が保障されるべきである。相手方当事者の反対尋問を経てこそ、当事者及び証人の供述の信用性を確認することができるが、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会にはそのような手続きはない。